

のじまホームクリニック 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、子育てとの両立をさせることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年5月1日～令和12年4月30日までの5年間
2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供および相談体制の整備の実施

<対策>

- 令和7年5月～ 外部の専門家による相談窓口を設置
- 令和7年6月～ 関連法令の概要について資料を回覧して周知する。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和7年8月～ 外部の専門家による個別相談の体制を整える
- 令和7年10月～ 関連法令の概要について資料を回覧して周知する。